

对韓無償供与及心算濟協力試案

37  
12  
3

經濟協力局長

參事官

經濟協力課長

對韓無償貸付及の經濟協力試案

經濟協力局經濟協力課

昭和37年12月3日

日韓交渉年経のため、下記方針により、無償貸

付及の長期借款を貸付する。

記

1. 金額

無償貸付

長期借款



## 2. 供与条件

### (1) 無償供与

10年間のわたり、毎年 [REDACTED]  
相当する日本製品及び日本人の労務を  
供与する。(但し韓国側において譲歩せざる端  
合は、一時的現金支払が行われるを得ない)

### (2) 長期借款

償還期限、5年据置、15年返済

金利 3.5%

使用期間 10年

## 3. 供与形式

政府間で條約を締結し、必要の予  
算措置と共に国会の承認を受ける。(注)  
長期借款については、同時に韓国政府  
と海外経済協力基金との間で借款  
供与の細目と定められた貸付契約書を  
締結する。

(注) 国会の承認を経ず、行政府の  
権限の範囲内で供与し、債務、歳入  
の資金協力の限度については別添資料参照

#### 4. 財源.

(イ) 無償貸付については、一般会計才出より、賠償

等特殊債務処理特別会計才入に受け入れ、

互恵資金とする事。

(ロ) 長期借款については、予算措置により海外

経済協力基金を増資し、金額同基金より

供与する事とする。

(注) 輸出入銀行は、その本来の性格上、

通常の貿易（互恵条件の観点から見ると

の範囲は、同行業務方法書の規定とする

又、前プロゾエ外によつてはもつと短期の返済期間に比しては、いかんかとの意見もあつた。後述を後述の場合の返済期間の当該プロゾエ外の企業採算より返済期間を決定し得るものではなく、その子の外貨置換返済能力より算定するべきものである。

貸付条件、即ち期間15年以下、金利4%

以上の様式で行なわれるものと解釈する)

の促進を目的に融資活動を行なう

ものである。本件借款の如く、商業ベース

から離れ、専ら口の外交政策に基づいて

(相当額の現地通貨を融資)

供与される特に長期返済の借款を

取らなければならぬ。

2/5. 無償供与及び長期借款の対象となる

外貨及び品目

(1) 無償供与 (年間 [redacted])

当年度-125年計画期間中

(1) 原則として韓国施設材輸入計画 (注1)

12 基く 機械 単体、鉄合鋼 (年間

) を 供 与 し、日韓貿易バリエーションの動

向 如何の 20. <sup>その地の開発資材</sup>  
~~肥料~~ を 対象とする  
(注2)

に 考 慮 する。

(注1) 従来 AID 資金は、2012 以外 援助

と 12、2012 以外 援助 の 分 別 に 供 与 され、

後 者 は、更 に 「農業物資」、「原料及 工業製品」

並 に 「販賣用 投資材」(Investment

Salables) の 三 種 目 の 合 計 額 である。

第 一 次 5 年 計 画 の 発 足 に 伴 い、販賣用

投資材の需要は、当然増大するが、この種目

に對する AID 資金の供与は、1963 年を以て

停止される。そこで韓国政府は、自己資金を

この種目に含め、各品目の

對して輸入の継続、拡大を予定し、「施設

材輸入計画」を作成した（別表参照）。

特定 702 以外の 21 品目の各種種族

単位及び、鉄鋼は、右計画の半ほど近くを

占めるが、~~韓国政府~~ での予定全量（但し

1963 年には一部 AID 資金による輸入がある

が、韓国政府専用資金による輸入が 4)

を無償供与により供給（部分）である。

(注2) 日韓貿易は、常に日本側の差超があり、

(例えば1961年輸出178,933千ドルに対し、輸入

20,008千ドル)、今後も、韓国の対日輸出が大幅

に増大する見通しは少ない。従って口交回復後、

片貿易是正向きの燃え上る場合を予想して、

従来の日韓輸出入実績中、大抵割合を占めていた品目

については、資本財ではなくともその無償供与を考慮し、

為替統計面で輸出入ギャップ縮小を計りこころ

賢明と思われ、



を認めらるゝものとする。(政府間直接借款が、現地通貨分

を融資した例は、從來皆無かり、韓国側はアコリエ

に付する効果は大と考へらるゝ。) )

対象として、第一次五年計画期間中は、電

力（製鉄、精油、P.V.C. プラスチック等の分野に

対しては、既に改米諸国に抑えている）、

予備調査、

特に従来より、わが国民間で（コンサルティン

を行なう）準備の進んでいる水力発電プロジェクト

に重点を置き（計画に必要資金外貨分

現地通貨分

）、第一次五年

計画では、広く第一次産業諸プロジェクト外に早く

時期に抑えて、借款の多角的な利用を期す、

を期とする。

秘密指定解除  
公文書監理室

極秘  
32 部ノ内  
7 号

対韓無償供与及び経済協力試案

経済協力局経済協力課  
昭和37. / 2. 3

日韓交渉妥結のため、下記方針により、無償  
供与及び長期借款を供与する。

記

1. 金額

無償供与

[REDACTED]

長期借款

[REDACTED]

2. 供与条件

(1) 無償供与

10年間にわたり、毎年 [REDACTED] <sup>15</sup>相  
当する日本製品及び日本人の役務を供与す  
る。(但し韓国側において譲歩せざる場合  
は、一部現金支払を行なわざるを得ない)

(2) 長期借款

償還期限、5年据置、15年返済

金利 3.5%

使用期間 10年

#1227

### 3. 供与形式

政府間で条約を締結し、必要な予算措置と共に国会の承認を受ける。(注)長期借款については、同時に韓国政府と海外経済協力基金との間で借款供与の細目を定めた貸付契約を締結する。

(注)国会の承認を経ず、行政府の権限の範囲内で供与しうる政府ベースの資金協力の限度については別添資料参照。

### 4. 財源

(イ) 無償供与については、一般会計歳出より、賠償等特殊債務処理等特別会計歳入に受け入れ、支払資金とする。

(ロ) 長期借款については、予算措置により海外経済協力基金を増資し、全額同基金より供与するものとする。

(注)輸出入銀行は、その本来の性格上、通常の貿易(支払条件の観点から見たその範囲は、同行業務方法書の規定する貸付

条件、即ち期間 / 5 年以下、金利 4 % 以上の枠内で行なわれるものと解釈する)の促進を目的に融資活動を行なうものであつて、本件借款の如く、商業ベースから離れ、専ら国の外交政策に基づいて供与される、特に長期低利の借款(相当額の現地通貨分融資を含む)を扱うには適當ではない。

また一部プロジェクトによつてはもつと短期の返済期間でよいのではないかとの意見もあり得るが、後進国援助の場合の返済期間は当該プロジェクトの企業採算より返済期間を決定し得るものではなく、その国の外貨負債返済能力より算定されるべきものである。

5. 無償供与及び長期借款の対象プロジェクト  
及び品目

(1) 無償供与(年間 [redacted])

- (1) 当面第1次5カ年計画期間中は原則として韓国施設材輸入計画(注1)に基づく機械単体、鉄鋼(年間 [redacted])を供与し、日韓貿易バランスの動向如何によつては(注2)その他の開発資材をも対象とすることを考慮する。

(注1) 従来AID資金は、プロジェクト援助とノン・プロジェクト援助に分かれて供与され、後者は、更に「農業物資」「原料及び半製品」並びに「販売用投資材」(Investment Salables)の3種目に分けられていた。第1次5カ年計画の発足に伴い、販売用投資材の需要は当然増大するが、この種目に対するAID資金の供与は、1963年をもつて停止される。

輸出実績中、大きなウェイトを占める品目については、資本財でなくともその無償供与を考慮し、為替統計面で輸出入ギャップ縮少を計ることが賢明と思われる。

(ロ) 残額(年間 )は、病院ないしヘルス・センターのごとき社会福祉、厚生施設の建設及び技術協力諸計画の実施のために使用する。

技術協力の内容としては、工業技術訓練センター、電気通信研究センター、農業技術訓練センター等各種訓練センターの設立を始め専門家、研修生の大規模な派遣、受入れ、調査団の派遣、コンサルティング費用の支払等が考えられる。

(2) 長期借款（年間                     ）

原則としてプロジェクト・ベースで供与し、現地通貨分を含めるものとする。（政府間直接借款で現地通貨分を融資した例は従来皆無であり、韓国側にアプリーシエイトされる効果は大と考えられる。）

対象としては、第1次5カ年計画期間中は、電力（製鉄、精油、P.V.C、プラント等のめぼしいプロジェクトは既に欧米諸国が抑えている）、特に従来より、わが国民間で予備調査、コンサルティングを行ない準備の進んでいる水力発電プロジェクトに重点をおき（計画による所要資金外貨分95百万ドル、現地通貨分64百万ドル）、第2次5カ年計画では広く第2次産業諸プロジェクトを早い時期に抑えて、借款の多角的な利用を期すものとする。

I 財源別施設材輸入計画

(単位 百万ドル)

	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966
I C A	22.74	36.42	25.7	17.2	5.5	-	-	-
韓国保有外貨	-	-	-	26.1	64.3	56.3	40.5	38.9
計	22.74	36.42	25.7	43.3	69.8	56.3	40.5	38.9

II-A 機械輸入推定量 ( II A = I × 40/100 )

	1962	1963	1964	1965	1966
I C A	6.93	2.24	-	-	-
韓国保有外貨	10.39	25.68	22.52	16.20	15.56
計	17.32	27.92	22.52	16.20	15.56

II-B 鉄鋼輸入推定量 ( II B = I × 12/100 )

	1962	1963	1964	1965	1966
I C A	2.05	0.67	-	-	-
韓国保有外貨	3.14	7.70	6.75	4.86	3.89
計	5.19	8.37	6.75	4.86	3.89

Ⅲ ICA ( Investment salables ) 輸入実績  
 ( 単位 千ドル )

	1958	1959	1960	1961
鉾山機械	-	356	99	1.037
各種 工業機械	8.800	8.114	12.134	9.590
工作機械	739	584	59	-
鉄 鋼	4.604	2.763	4.402	3.284

( 韓国銀行 Economic Statistics. Year Book 1962 )